

騒音・振動に係る特定施設一覧表

	特定施設等	騒音規制法		振動規制法		県条例				特定施設等	騒音規制法		振動規制法		県条例					
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	騒音		振動			項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	騒音		振動			
						項番号	対象・規模	項番号	対象・規模						項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
金属加工機械	圧延機械	1-イ	動力22.5kw以上			1	動力22.5kw以上	1	金属加工機械で定格22.5kw以上		抄紙機	8	すべて			23	すべて			
	製管機械	1-ロ	すべて			2	すべて	1	金属加工機械ですべて		印刷機械	9	原動機を用いるものすべて	7	定格2.2kw以上	24	すべて	7	定格2.2kw以上	
	バンディングマシン	1-ハ	ロール式で定格3.75kw以上			3	動力3.75kw以上				合成樹脂用射出成形機	10	すべて	9	すべて	25	すべて	9	すべて	
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除くすべて	1-イ	矯正プレスを除くすべて	4	矯正プレスを除くすべて	1	金属加工機械で矯正プレスを除くすべて		鋳造型機	11	ジョルト式のみ	10	ジョルト式のみ	26	すべて	10	ジョルト式のみ	
	機械プレス	1-ホ	加圧能力294kN(約30t)以上	1-ロ	すべて	5	加圧能力294kN(約30t)以上	1	金属加工機械ですべて											
	せん断機	1-ヘ	定格3.75kw以上	1-ハ	定格1kw以上	6	動力3.75kw以上	1	金属加工機械で定格1kw以上		製品製造機 コンクリート			5	動力10kw以上	30	すべて	5	すべて	
	鍛造機	1-ト	すべて	1-ニ	すべて	7	すべて	1	金属加工機械ですべて											
	ワイヤ-フォーミングマシン	1-チ	すべて	1-ホ	定格37.5kw以上	8	すべて	1	金属加工機械で定格37.5kw以上		コンクリートブロックマシン			5	動力2.95kw以上					
	プラスト	1-リ	ガラス以外で密閉式を除く			9	すべて				ロール機			8	ゴム・合成樹脂練用で定格30kw以上加工機除く	34	破碎機・磨砕機を除くすべて	8	ゴム・合成樹脂練用で定格30kw以上加工機除く	
	タンブラー	1-ヌ	すべて			10	すべて				ディーゼルエンジン ガソリンエンジン					27	出力3.75kw以上			
	砥石切断機	1-ル	すべて								工業用ミシン					28	同一建物に10台以上設置			
送風機及び圧縮機	空気圧縮機	2	定格7.5kw以上	2	定格7.5kw以上	11	動力7.5kw以上	2	定格7.5kw以上						29	すべて				
	その他の圧縮機																			
	冷凍機用・空調用冷媒圧縮機									ニューマチックハンマー										
	送風機(送風機を有する冷却塔を含む)	2	定格7.5kw以上			12	動力3.75kw以上			機加工 金属	金属用打抜機					31	動力2.25kw以上	1	定格2.2kw以上	
土石用又は鋳物用	破碎機	3	土石・鋳物用で定格7.5kw以上	3	土石・鋳物用で定格7.5kw以上	13	すべて(ただし土石・鋳物・食料・飼料・肥料用は動力7.5kw以上)	3	土石・鋳物用で定格7.5kw以上						32	サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を除く				
	磨砕機																			
	ふるい機																		14	動力7.5kw以上
	分級機																			
織機	4	原動機を用いるものすべて	4	原動機を用いるものすべて	15	すべて	4	原動機を用いるものすべて		工業用ミキサー					33	すべて				
製造設備 機械資材	コンクリートプラント	5-イ	気泡式を除き混練容量が0.45m³以上			16	すべて			重油バーナー					35	重油使用量が15L/時以上				
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量が200kg以上			17	すべて			ゴム・皮又は合成樹脂の打機又は裁断機					36	すべて				
	穀物用製粉機	6	ロール式で定格7.5kw以上							スチームクリーナー					37	すべて				
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	すべて	6-イ	すべて	18	すべて	6	すべて	金属工作機械					38	同一建物に5台以上設置				
	チップパー	7-ロ	定格2.25kw以上	6-ロ	定格2.2kw以上	19	すべて	6	すべて	石材引割機					39	すべて				
	碎木機	7-ハ	すべて			20	すべて			ドラム管洗浄機					40	すべて				
	帯のご盤	7-ニ	製材用は定格15kw以上 木工用は定格2.25kw以上			21	動力0.75kw以上			風力発電設備					41	出力20kW以上				
	丸のご盤	7-ホ	すべて								板金又は製缶の作業					42	厚さ0.5mm以上の金属板の加工			
	かな盤	7-ハ	定格2.25kw以上			22	動力0.75kw以上			鉄骨又は橋梁の組立作業					43	すべて				
									建設材料置場における運搬作業(動力を用いる機械を使用)					44	土砂石の材料置場で1ヶ月以上使用					

※ 「動力」とは、「定格出力」の合計にあたる。
 ※ 法と条例の施設が重複する場合は、法の届出が必要。条例のみに該当する場合は、条例の届出が必要。